

住宅用火災警報器～維持・管理が大切です～



住宅用火災警報器は、
10年を目安に交換を
おすすめします！

消防法及び隠岐広域連合火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。

まだ設置されていない住宅にお住みの方は、火災から大切な生命を守るために、火災警報器等を設置しましょう。

【なぜ設置が必要なの？】

住宅火災による死者数は未だ急増しており、特に死者の半数以上が高齢者となっています。また、死に至った原因の7割が逃げ遅れとなっているので、この逃げ遅れを防ぐためにも設置が必要です。

アメリカでは住宅用火災警報器等の設置が義務化され、21年間で火災による死者数は約半分にまで減っています。

【維持・管理について】

- ・ 平成18年から住宅用火災警報器の設置が義務化され、今年で10年が経過しました。
- ・ 本体が古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換が必要です。
- ・ 定期的なお手入れと作動確認をしましょう。

【設置時期を調べるには？】

住宅用火災警報器を設置した時に記入した「設置年月」、または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

【作動確認の方法】

STEP 1 本体のボタンを押すか、ひもを引く

正常なら「ピーピーピー 火事です」のように作動します ◎

作動しない ✕ ⇒ STEP2へ

STEP 2 電池がセットされているか確認してください。

電池をセットしなおして、確認すると正常に作動する ◎

作動しない ✕ ⇒ STEP3へ

STEP 3

電池がセットされていても作動しない場合は、**電池切れ**や**機器本体の故障**ですので、**機器本体や電池の交換を行ってください。**



こちらも参考にしてください。

日本火災報知機工業会（点検チラシ）

日本火災報知機工業会（とりカエルチラシ）

このページに関するお問い合わせ

隠岐広域連合消防本部 予防課 予防係

TEL : 08512-2-2307

FAX : 08512-3-1191

MAIL : yobou@okikouiki.jp